

# Renaissance

2009.7

暑中お見舞い申し上げます

No.30

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



## A I C H I   S O G O   L A W   O F F I C E

弁護士 村上 文男  
弁護士 川口 洋平  
弁護士 森田 祥玄  
司法書士 萩野 直樹

弁護士 尾関 栄作  
弁護士 梅村 明男  
弁護士 佐藤 三智  
社会保険士 原田 聰

弁護士 檀浦 康仁  
弁護士 伴 麻里  
弁護士 林 瑛子  
社会保険士 小木曾 裕子

弁護士 平野 由梨  
弁護士 木村 環樹  
弁護士 上瀬 幹也  
社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 勝又 敬介  
弁護士 渡邊 健司  
司法書士 浅井 健司

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号（受付）

<http://www.aichisogo.or.jp>  
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。  
古紙100%再生紙

### ●お盆休みのお知らせ●

平成21年8月12日(水)から14日(金)まで、お盆休みを取らさせていただきます。  
17日(月)より通常営業を開始致します。

# 裁判員制度のスタート

弁護士 村上 文男



暑中お見舞い申し上げます

十一

私が愛知県弁護士会の会長職を終え、戻ってきてから、もう1年が過ぎました。

最初はリハビリ期間のつもりでしたが、実に様々な相談を受け、「気に本來の弁護士業務に引き戻されました。

私も負けてはられません。誠心誠意業務に精励したいと思ひますのでよろしくお願ひします。

2 裁判員裁判がスタート

わが、ようこそ裁判員制度が今年の5月21日からスタートしました。

一部の例外はあるますが、原則として全ての人が、裁判員に選ばれる可能性があるのです。そりではあなたも裁判員になるかもしません。

じつたゞぎのよつな制度なのです。  
よつか。

当事務所からは、「えつ、わたしが

# 裁判員？—裁判員六人の成長物語

(第一法規)として本を出版しております。当事務所の60期の若手弁護士と他職経験制度により当事務所に弁護士として研修に来ている刑事裁判官経験者とが4ヶ月でかきあげた力作です。

愛子ちゃんどこの普通のonsoを主人公どし、物語風に易しく書かれていて、素人にも裁判員制度がわかるようになりますが中味は濃いものとなつてしまお。

裁判員に選ばれるには、候補者の名簿に搭載され、その後に呼び出状の送付を受け、裁判官との面談を経て最後にくじで選ばれます。

愛子さんのもとへも、名簿に搭載されたところの通知、呼出状がやつてきました。愛子さんは、家族と共に大騒ぎをしてしまった。

物語の中では、「①Kさんが、恋人を殺したとして、逮捕されました。②マス」「三」でも、Kさんが犯人であると報道されています。③ところが法廷でKさんは、「俺は殺していません」と

ん」と主張しました。』という、架空

の事案が用いられています。

裁判員の方は、裁判官と共に、(1)果たしてKさんが恋人を殺したのか否か、事実の有無を判断する必要があります。また、(2)仮にKさんが恋

3  
裁判員裁判の講演を受け付けて  
います

護士会が力を合わせて成功させるために全力を出さなければなりません。

4 電話相談をはじめました

裁判員裁判を成功させるために、当事務所では、前述の通り本を出版しました。現在、民間企業や公的機関から、裁判員に関する講演の依頼を受けております。また、裁判員裁判に対する無料相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。

様々な制度がはじまり、今まさに社会は激動のときになります。社会に貢献すると同時に依頼者の二一<sup>イズ</sup>

に答える事が時代の要請です。当事務所でも、皆さんの一ีズに応えるために、電話無料相談を始めました。又今年度中に複数の62期の新人弁護士が入所予定です。依頼者の一ีズに応えるように更なる進化をしてまいります。ルネサンス読者の皆様からの、ご支援を心より、お願いいたします。

い」とは多々あります、弁護士・弁

# 裁判官って、どんな仕事？



弁護士 川口 洋平

## 1. 裁判官3人の関係

壇上に3人の裁判官が並んでいます。裁判長は分かるけど、他の2人は何をしているんだろう？っていうのが、普通の人の感覚じゃないでしょうか。

僕は、そのうちの1人、「左陪席」という仕事をしていました。裁判長から見て左に座っている裁判官です。

では、実際に何をしていたかというと、主任裁判官をしていました。「裁判長が主任じゃないの！？」と思われますよね。実は、地裁の事件では、3人の中で一番若い、20代くらいの裁判官が、その事件の主任になることが多いんです。

もちろん、審理を主宰するのは、裁判長です。左陪席の仕事は、審理予定を立てて、事件の進行を管理したりすることですが、中でも一番大事な仕事が、「判決を書くこと」です。

「裁判長が書くんじゃないの！？」とまた疑問が聞こえてくるようです。実は、左陪席が判決を書いて、それを元に3人で合議して、最終的な判決を書くんです。

合議は真剣勝負です。会社や役所の中には、上司がこうだといったらこう、というようなところもあるかも知れませんが、判決を前にした裁判官の間では、そんなことはありません。

しっかり準備して、考え方抜いた結論をもちかければ、みんな必ず尊重してくれるし、若手だからと言って馬鹿にしない。そのとおりの結論になることもあります。

ただ、逆に言うと、それだけ質の高い意見を最初から求められているプレッシャーはありますし、準備不足だったり、証拠の検討が未熟だと、鋭い指摘が容赦なく入ります。大変な仕事であることは間違ひありません。

ですが、社会人としてスタートした時から、これだけの責任を持って、しかもそれが報われるという仕事は、他にはないと思いますし、僕はそこに誇りを感じてやってきました。今でもそうです。

## 2. 裁判官の実態

TVの静止画のせいで、大人しく無表情な人が多いイメージかも知れませんが、実際はそうでもありません。実は、あの静止画も、本当は2分間も撮られています。笑うわけにもいかず、キヨロキヨロもできず、どうしても無表情になってしまうというのが実情です。

裁判官の中には、スポーツマンが意外にいます。特に

多いのはテニスですが、中には社会人チームでアメフトをやっている先輩もいました。

性格的には本当に色々ですが、僕のいた刑事部は本当に楽しかった。厳しく優しいダンディーな裁判長、皮肉屋だけど根はすごく後輩思いの右陪席、産休・育休明けの明るく賑やかなお母さん裁判官。明るく闊達な人が多くて、笑いが絶えなかった。嘘みたいな話ですが、職場に行くのが毎日楽しみでした。今から思えば、ちょっと恵まれ過ぎていたと思います。

全体的には、真面目で勉強熱心な人が多いのは間違いないです。僕も裁判長に、古典的な論文とか、海外の訳書とかよく薦められて読んでましたし、後輩を育てようというOJTの意識は強い職場だと思いますね。

あとは、営業がない職場なので、外部の接待が全然なくて、職員同士で飲みに行く機会が多いのが特徴かも知れません。

## 3. 刑事裁判官の悩み

これはかなり深い。裁判官の職責の本質だと思います。

よく、「裁判に感情が入ることはないんですか。」と聞かれます。

これを読んでる皆さんはどうでしょう。やっぱり、先例と法律にしばられて、人情のない、コンピュータみたいな判断をしているって思ってますか。

感情は、あります。僕自身は特にその傾向が強かったように思う。担当した中で、自分の子を餓死させた事件がありました。子供のことを問われ、「嫌いではなかった」と答えた母親に対し、「せめて好きだと言えないですか。」と、震えながらそう聞いたこともあります。日曜日に判決を書きながら、赤ちゃんの遺体の写真を見て、思わず涙したこともあります。

私情で判決をすることは許されないけれど、でも、心のこもってない判決には、僕は説得力はないと思う。

裁判官も、普通の人間です。僕や皆さんがそうであるように。普通の人が、悩み、苦しんで、力を合わせて、自分の常識を信じていつも判断してる。だから常に悩みは尽きないんですけど、そこに、他のどの仕事にもない魅力を感じて、きっと裁判官をやっている。

少なくとも、僕はそう思います。

# 弁護士3人の対談 法律相談の傾向は?

渡  
村  
邊  
上

森  
田

渡  
邊

村  
上

渡  
邊

村  
上



弁護士 村上 文男

森  
村  
田  
上

森  
田

村  
上  
森  
田

渡  
邊

村  
上



弁護士 渡邊 健司



弁護士 森田 祥玄

渡邊先生、春以降、どのような相談が多いと感じますか？  
そうです。やはり借金の相談が増えましたな」と感じます。法人の破産や清算など、規模の大きい案件も増えています。

そうですか。渡邊先生は優秀だから、つい頼りにしてしまうんですね。様々な業者がはじける消費者被害の相談はどうですか？

布団や印鑑、着物など、多種多様な相談がありますね。業者も次から次へと色々な形態を考えています。最近はインターネットを介した消費者被害も増えています。

消費者被害の相談といつても、借金の問題が背景にあることが増えているよう思います。例えば消費者被害が一つの原因となつて借金が積み重なった案件では、破産手続を選択したことあります。

破産をせずに、任意の交渉で借金問題を解決することも多いですね。

任意整理のことですね。昔は消費者金融が違法な金利で貸付けをしていました。払わなくていいお金を払わされていることがあります。借金が減少するだけでなく、払いすぎた金額を取り戻せることもあります。もしこのような

最近は不景気の影響で、法律相談の内容にも少し変化がありますよね。渡邊先生、春以降、どのような相談が多いと感じますか？  
そうですね。やはり借金の相談が増えましたな」と感じます。法人の破産や清算など、規模の大きい案件も増えています。

そうですか。渡邊先生は優秀だから、つい頼りにしてしまうんですね。様々な業者がはじける消費者被害の相談はどうですか？

布団や印鑑、着物など、多種多様な相談がありますね。業者も次から次へと色々な形態を考えています。最近はインターネットを介した消費者被害も増えています。

消費者被害の相談といつても、借金の問題が背景にあることが増えているよう思います。例えば消費者被害が一つの原因となつて借金が積み重なった案件では、破産手続を選択したことあります。

破産をせずに、任意の交渉で借金問題を解決することも多いですね。

任意整理のことですね。昔は消費者金融が違法な金利で貸付けをしていました。払わなくていいお金を払わされていることがあります。借金が減少するだけでなく、払いすぎた金額を取り戻せることもあります。もしこのような

状況の方がいらっしゃつたらすぐにでも私達に相談をしてもらつて法的な対応をとることがベターだと思います。ただ、最近は消費者金融の経営状況も悪化しています。容易に「取り戻せます」と言つことはできません。破産をするべきだと説得をしなければならない案件も増えているように思います。

渡邊先生も森田先生も優しいですかね。ただ、本当に借金の問題を解決するためには、優しいだけじゃダメですよ。私たちは弁護士ですからね。

村上先生の背中を見て成長させて頂きます。

いつか村上先生のような弁護士になります。

たいと思っています。

森田先生は、最近どのような相談が増えたと感じますか？

僕は労働相談も増えているように感じます。特に整理解雇の相談が増えてます。労働問題は解決方法が多様であり、弁護士に依頼をしない場合でも、一度はアドバイスを受けた方がいいだろ

うと思います。

具体的にはどのような解決方法をアドバイスするの？

弁護士が受任するなら、内容証明の送付のほか、仮処分や労働審判訴訟など、裁判所での手続を中心とした具体

的な解決方法を提案します。弁護士に依頼をしない場合でも、行政のあつせんや各種給付手続組合への加入など、企業の労務管理について相談を受けることもあります。

そうですね。社労士と協力して、労働者も使用者も納得できる労務環境を整備できるように、アドバイスをさせて頂いてあります。私も参加していますが、週1回事務所で労働法の勉強会をしていて充実した法律相談ができるよう頑張っています。

森田先生、僕の労務環境の整備も是非お願いし……。

渡邊先生、今日はおいしいお店に連れて行つてあげますよ。何が食べたいの？やっぱり焼酎があ欲しいお店がいいよね。堅い話はそろそろ終わりにして、パツツと飲みに行きます！

森  
田

渡  
邊



# 新人紹介

## NEW FIGURE INTRODUCTION



司法書士  
浅井 健司

6月より入所しました浅井健司と申します。他士業の事務所等の勤務を経て、昨年の司法書士試験の合格を機に、この度愛知総合法律事務所にお世話になることになりました。底抜けに明るいことが取り柄ですが、業務において少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思います。

自分で言うのも変なのかもしれません、「何事でもとりあえずやってみる」をモットーに、面白そうなものには躊躇なく飛びつくタイプの人間です。最近では大人の年齢に近づいてきたこともあり、ゴルフクラブを握り始めました。しかし、スポーツといえるような状況ではなく、ただただコツコツ地球を削っています。

学生時代は「ニホンケンポウ」部に所属し、副将を務めていました。残念ながら法律事務所で役立ちそうな「日本国憲法」ではなく、役に立ってはいけない「日本拳法」です。見た感じ強そうに見えませんが、その通り、強くはありません。黒帯を締めても、殴られたらすごく痛いですし、スペシャルな必殺技をもっている訳でもありません。ただ試合等の経験から、弱そうに見えて実は強い人、強そうに見えてやはり強い人と沢山出会ってきたので、常日頃から人や物事を先入観でどちらか様に、またとらわれられない様に努めています。

仕事も同じく、どのような案件でも偏見を持たず、いつでも自分のベストが尽くせるように取り組んでいきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。



司法書士  
萩野 直樹

初めまして。5月から愛知総合法律事務所に正式に入所いたしました、萩野直樹と申します。萩野でも萩原でもなく、萩野と申します。新米の司法書士です。

私より一足早く社会に出た友人たちの「学生時代に戻りたい」という言葉に背を押され、社会人としての第一歩を踏み出しました。先生方、先輩方に業務やその他様々なことを教えて頂きながら、向上心を忘れないよう必死で取り組んでいます。

ただ、自分で時間をかけて調べればわかることと、すぐ質問すべきことの見極めが大変難しいと感じております。このままの状態で担当する事件が増えてゆけば、間違いなくパンクするので、早く判断できるように日々の業務に励んでゆきます。

私は学生時代、花火師になりたいと思い、花火会社で一夏を過ごしました。花火は安くとも1玉数千円するものを数ヶ月かけて作成し、数秒で塵にするというとてもバブリーなものです。彼女の誕生日プレゼントに10万円程の花火を打ち上げた方もいらっしゃいました。ロマンチックですよね。「そのお金でグッチの財布買ってよ」とは思わなかったはずですよね。

色々考えてその道はやめましたが、今後も豊田おいでん祭りの打ち上げには手伝いに行こうと目論んでいます。

フトワークは軽いのですが中身がまだまだ伴わないので、精進して参ります。今後ともよろしくお願い致します。



社会保険労務士  
小木曾 裕子

初めまして。小木曾裕子と申します。

前職では、会計事務所等で社会保険労務士業務など多くの経験を積んできました。今までの経験を活かしながら、もっと法律知識を身につけたい、もっと多くの人に喜ばれる仕事をしたいと思い、5月から愛知総合法律事務所にお世話になることになりました。

法律事務所で働くということは初めての事なので、まだまだ先生方や先輩方の足を引っ張っておりますが、一日でも早く役に立てるよう、日々勉強していきたいと思っております。

私は旅行をすることが大好きです。特にプーケットが大好きで、今年も休みを取って8日間行つてきました。昼間は海で泳いだり、ビール片手に砂浜でゴロゴロしたり、夜は新鮮な魚介類を食べ、そしてその後は妖しげな雰囲気のバーで飲み明かすといった毎日を過ごしていました。タイはニューハーフが多いことで有名なので、プーケットへ行くとたくさんのニューハーフに遭遇します。夜になるとバー街にあるお立ち台でたくさんのニューハーフが踊っていて、本当に異国に来たんだなど実感することができます。かなり楽しいスポットなので是非みなさんも行ってみてください。

また来年もプーケットへ行けることを楽しみに、いろいろな仕事をこなしながら頑張って行きたいと思います。

# Q&A



## 相続



弁護士 佐藤 三智

**Q: 最近、父親が亡くなりました。父は生前に友人の連帯保証人になっていたらしく、家に債権者から1億円を支払えとの督促の手紙が届きました。父の遺産は自宅の土地・建物と僅かばかりの預金のみで、到底借金を支払うことなどできません。どうしたらよいでしょうか?**

A: 相続財産が負債の方が多い場合には、相続放棄という手続を取ることをおすすめします。相続放棄とは、文字通り、相続権の一切を放棄する行為であり、負債を放棄して責任を負わない代わりに、プラスの財産も相続することはできません。

相続放棄をするには、家庭裁判所で一定の形式を備えた申立をする必要があります。特に注意しなければならないのは、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に申し立てなければならない、とされている点です。実際に相続放棄をするためには、戸籍謄本など必要書類を揃えなければならず、時間と手間がかかりますので、相続放棄をしようと思った場合には、早急に弁護士に相談するなどして手続を進めましょう。

また、相続人が複数いる場合には、全員が相続放棄をしなければ、相続放棄をし損ねた人だけが借金を被る羽目になりますので、その点も併せてご注意ください。

**Q: 最近、父親が亡くなりました。父は多数の駐車場を有していたので、借金も多いのですが、家賃収入もそれなりに見込めます。自分としては、相続をした上で、家賃収入から借金を返済していく、行き詰まっている返済が難しくなったら相続放棄をしたいのですが、そんな虫のよいことはできませんか?**

A: 相続財産の範囲内で借金を返済していきたい、という場合には、限定承認をすることをおすすめします。限定承認をすると、財産を相続できる上に、負債は相続財産からのみ返済することになるので、相続人自身の財産を減らすことなく相続をすることができます。

相続財産だけでは借金を返済できなくなった場合には、財産も相続しない代わりに負債を負うこともなく、何も相続しなかったのと同じ効果を受けることができます。

限定承認の場合も、相続放棄と同様に家庭裁判所で一定の形式を備えた申立をする必要があります。また、3ヶ月という期間制限も同様です。複数の相続人がいる場合で、限定承認をする場合には、全員が一緒に限定承認の手続をしなければなりません。したがって、相続人間でもめている場合や連絡の取れない相続人がいる場合には限定承認をすることはできません。

**Q: 私は長女でずっと亡くなった母親と同居して母の介護もしてきました。妹が2人いますが、2人とも嫁に出たきり、母の面倒を見たことはありません。また、嫁に行くときにそれぞれ500万円をかけて嫁入り道具を揃えてもらっていました。私と妹達の相続分が均等なのはおかしくないですか?**

A: 相続人が子ども3人のみである場合、法定相続分はそれぞれ3分の1ずつとなります。もっとも、相続財産の維持に貢献した相続人がいる場合、相続人全員の協議でその相続人について特別の「寄与分」を定めることができます。例えば、あなたの介護によって、介護費用300万円を支出せずに済んだので300万円を寄与分とする旨の協議が成立した場合、相続財産から300万円を控除した残りを3分の1ずつに分け、控除した300万円はあなたが相続することになります。

また、生前に妹さんがもらった嫁入り費用は「特別受益」にあたりますので、相続財産の分配にあたって考慮されることになります。具体的な算定方法は、まず相続財産に2人の特別受益分の1千万円を足します。これを3分の1にした額から、今度は500万円を引いた額が妹さん達のそれぞれの相続分になります。残りはすべてあなたが相続することになります。

# 代金・売掛金回収ってどうやるの?

弁護士 梅村明男



100年に一度の大不況が到来し、どこの企業も資金繰りが難しくなってきています。私も、「工事を行ったのだが依頼者が工事代金を払ってくれない」、「製品を納めたのに買主が代金を支払ってくれない」などの相談を受けることが多くなったように思います。

そこで、代金・売掛金の回収を行うときの注意点、主な法的手段等について、簡単ではありますが、解説させて頂きます。

## 第1 注意点

### 1 契約書類は?

そもそも、代金はいくらか、支払時期はいつかなどの点を確定させるため、契約書類や納品書、その他当事者双方のやりとりを示す書類が存在するかどうか確認します。

### 2 時効は?

一般的な債権は10年ですが(民法167条第1項)、商行為によって生じた債権は5年(商法522条)で時効消滅し、さらにそれより短い消滅時効が定められている債権もあります(民法168条以下)。そこで、代金債権・売掛金債権が時効により消滅していないか確認します。

### 3 相手方の財産状況は?

訴訟により判決を得ても、相手方に財産がなければ、代金の回収は困難になってしまいます。そこで、相手方に不動産や預貯金などの財産があるかどうかを確認します。

## 第2 主な法的手段

電話や書面による督促、さらには内容証明郵便まで送付したのに、一向に支払ってくれる様子はない…。そんなときは、法的手段を取ることを考えましょう。

### 1 支払督促

債権者が、簡易裁判所の書記官に、「債務者は債権者に対して〇〇円を支払え」という内容の督促を発するよう申し立てる手続です。この手続は、通常の訴訟よりも簡易かつ迅速な手続である点がメリットですが、相手方から異議の申し立てがあると通常の訴訟に移行してしまいます。

### 2 民事調停

裁判所の調停委員を介して話し合いを行い、互讓しながら紛争解決を目指す手続です。手続が簡便であり、少ない費用で行うことができる点がメリットですが、調停は訴訟とは異なってあくまで話し合いであるため、話し合いがまとまらなければ終了してしまいます。

### 3 訴訟

裁判所において、当事者双方が主張・立証を行い、最終的には裁判所の判決が下される手続です。判決という形で最終的な判断を得ることができる点がメリットですが、支払督促等の手続と比較すると期間が長くなってしまう場合があります。

## 第3 その他

以上の点以外にも、訴訟等の手続をする前に相手方の財産(不動産・預貯金など)を保全することを検討したり、判決に基づいて強制執行をすることが必要になる場合もあります。

代金・売掛金の回収については、事件の見通しや法的問題への対処などの法的判断が必要となる場合が多いため、弁護士と相談しながら決めた方がよいでしょう。

ます。  
いと  
つて  
いき  
たり  
組んで  
いき  
ます。  
勉強会に  
取り組んで  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。

いと思  
つて  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。  
いと思  
つて  
いき  
ます。

最近の法律相談の内容を見てみると、解雇など労働問題の相談が増加しております。当事務所では、労働問題について相談者の立場に応じてより親身な法的サービスを提供するため、毎週1回1時間、弁護士4名と社会保険労務士3名とで労働法を中心とした勉強会を開催しています。勉強会では、毎回1名発表者を決めて、質疑応答をしていく形式で発表担当者は下調べをして望んでいます。7名もいると、同じ内容の問題でも企業側からの視点、労働者側からの視点で多様な意見で溢れ、毎回勉強会は白熱します。これまでに、試用期間・未払賃金・労働条件の切り下げパワハラ・セクハラ・解雇問題等

弁護士 上瀬幹也

## 労働問題勉強会



# 無料

# 電話法律相談の開設

## 法律問題なら なんでも ご相談ください。

今年の5月28日より皆様のご要望に応える形で、今までの借金問題に限っての電話無料相談の枠を広げ、相続・遺産問題、離婚問題、不動産問題など法律問題全般についても電話無料相談を行うようになりました。中部地区にお住まいの方限定で、同一問題に限り一回電話無料相談を受けることができます。普段お仕事など事務所にいらしての相談がなかなか難しい方などからご好評いただいているです。



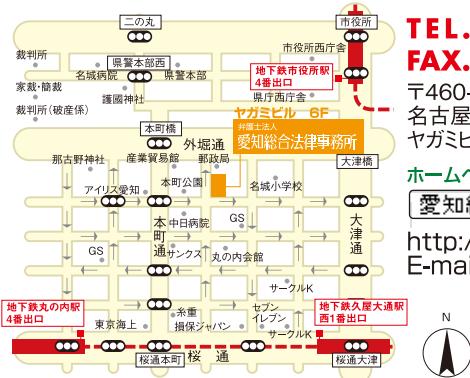
法律に関する問題を愛知総合法律事務所の14名の弁護士が電話にて直接、無料相談を行います。

### 先ずは、お電話を

予約受付電話番号 **052-971-5270**

受付時間：平日午前9時30分から午後6時まで

事務所のご案内



**TEL.052-971-5277(代表)  
FAX.052-971-7876**

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号（受付）

ホームページをご覧下さい。

<http://www.aichisogo.or.jp>  
E-mail home@aichisogo.or.jp



事務所業務のご案内

相談日…月曜日～金曜日(土・日祝日は休業)  
受付時間…午前9時30分～午後6時  
相談料…30分以内料金 5,250円(税込み)

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

相談内容はいろいろです。法律相談をしたいけれど誰に相談していいかわからない、悩みを一人で抱え込んでしまって途方に暮れている方など、その数の多さにびっくりしています。

弁護士法人愛知総合法律事務所は読者の皆様にとって、より身近な存在になれるよう、これからもよき相談者として、よき解決指南役として、邁進していきます。どうぞよろしくお願いします。

電話での無料法律相談は**中部地区**にお住まいの方で**同一問題1回限り**の相談に限らせて頂きます。

### 法律全般OK

借金問題	相続・遺産問題
交通事故	離婚問題
消費者被害	刑事問題
不動産問題	高齢者問題
企業法務	労働問題など

※場合によっては、ご相談をお受けできないこともありますので、ご了承ください。

※担当弁護士が外出している場合には、すぐにお電話をできないこともあります。ご了承ください。

※電話無料相談に際し、受付電話でお名前、ご住所、ご連絡先を確認させていただきます。匿名でのご相談は致しかねますのでご了承ください。

※電話での相談をスムーズに行うため、借金問題であれば借入明細等わかる資料をご準備ください。

### えっ、わたしが裁判員？

裁判員六人の成長物語



弁護士法人

愛知総合法律事務所 著

(現在第4刷版です!!)

「もしもあなたが裁判員に選ばれたら…」  
当事務所の弁護士が、物語を書きました。  
主人公 愛子を通じて、裁判員制度を体感  
することができます。ぜひご覧下さい。

梅原村田 富篠梅吉原田 梅原田

梅原村田 富篠梅吉原田 梅原田

最近運動不足でかえって体が  
んどいですよ。このままだと愛知  
総合陸上部恒例の名古屋シティ  
マラソンかやないかも?  
その点吉田さんは前回4kmで  
参加したけど、今回は10kmでの  
エントリーですね。  
はい、走る前はひどく思つても  
走り終わった後の「爽快感」が好  
きなんです。  
梅田さんはアウトドア派だけ  
ど、11月の名古屋走もできない  
伴先生が走るなら前向きに検討  
してみようかな。  
梅ちゃんに限ってそれは無理と  
いうものです。  
梅田先生、まずはほつちのお腹  
がなくすことで驚かしくて大さ  
いね。  
よおし、隠れて練習してみんな  
を驚かせぞ！  
梅田さんにはアーウィンアーリー派だけ  
ど、11月の名古屋走もできない  
伴先生が走るなら前向きに検討  
してみようかな。



after word